

ニューアメリカ、連邦学資ローン返済における源泉徴収導入を検証（10月29日）

ワシントン DC を拠点とする非営利シンクタンクのニューアメリカ（New America）は 10 月 29 日、連邦学資ローンの返済に関し、収入に応じた返済プラン（income-based repayment : IBR）の利用者には月々の返済額を給与からの源泉徴収とする案を検証した報告書「誓約と妥協 ～連邦学資ローンへの源泉徴収導入に関する精査～（Promise and Compromise: A Closer Look at Payroll Withholding for Federal Student Loans）」を公表した。本報告書は、先に発表された「給与からの源泉徴収の真相（The Case for Payroll Withholding）」に次ぐ第 2 弾の報告書となる。IBR と給与からの源泉徴収を組み合わせることにより、学資ローン返済の簡素化と返済滞納の緩和が同時に達成されるとの利点が考えられる一方で、①学資ローン返済中で給与からの源泉徴収対象となる従業員の特定、②過大・過小返済の回避を目的とした、雇用主・政府による返済額の追跡記録、③複数の職業に就くローン利用者や、学資ローン負債のない配偶者に対する特別措置の策定、④返済延期・免除などの措置の源泉徴収システムへの適応、⑤配偶者の収入や投資による収入などの特定の収入源を除外することによって生じる不公平感、などの問題に対処することが必要となる。同報告書執筆者の 1 人であるニューアメリカ教育政策プログラム（Education Policy Program）政策アナリストのアレクサンダー・ホルト氏（Alexander Holt）は、学資ローンプログラムの大幅変更に関連する経費や代償に関し、政策決定者は慎重に考慮する必要があるとコメントしている。

なお、本報告書は、

<<https://static.newamerica.org/attachments/10370-promise-and-compromise/Payroll-Withholding.7f8090065bc04a5b9d7543e2fb84211a.pdf>>からダウンロード可能。

New America, Promise and Compromise: A Closer Look at Payroll Withholding for Federal Student Loans

<https://www.newamerica.org/education-policy/promise-and-compromise/>